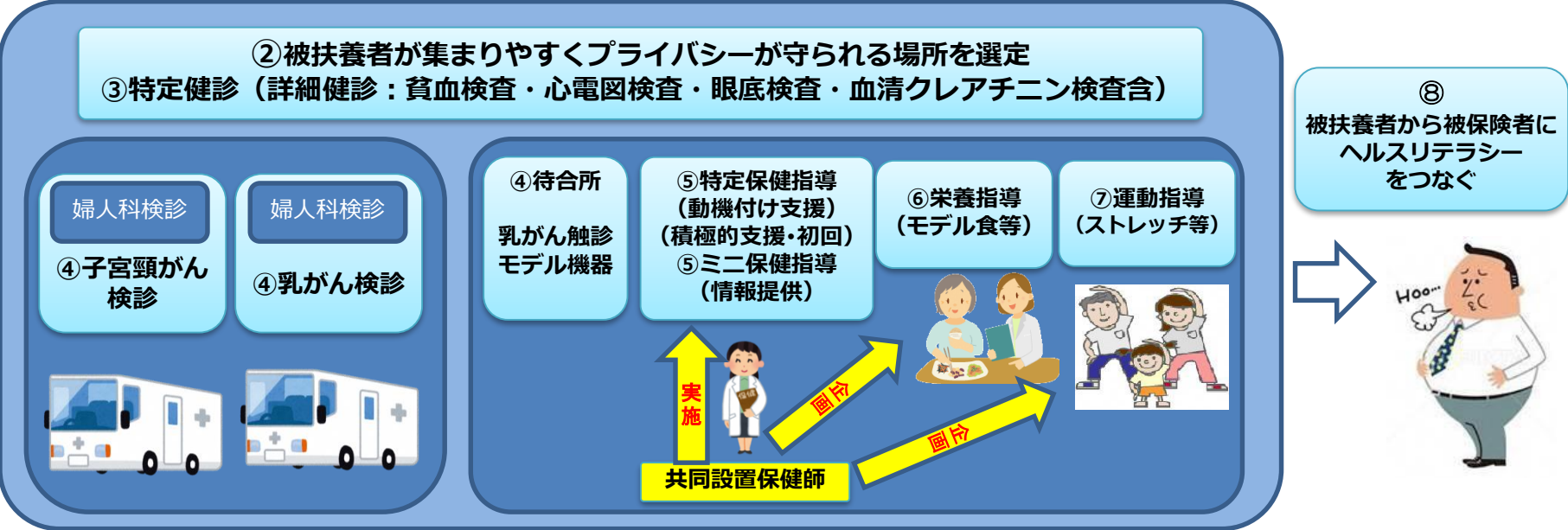


1. 事業の目的

- ◆ 新潟県における健保組合への「共同設置保健師に関するアンケート結果」から、多くの組合が共同設置保健師に被扶養者を対象とした特定健診受診率向上のサポートしてほしいとの要望があり、特定健診に女性が興味を引く魅力ある内容を併せて実施し、共同設置保健師のサポートを踏まえ、被扶養者の特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上を目指す
- ◆ 被扶養者へ生活習慣改善に関する運動指導・栄養指導を実施し、家庭内で被扶養者から被保険者へ健康に向けたヘルスリテラシー向上をつなぐ
- ◆ 専門職がない組合及び財政的に厳しい組合等に対し、共同設置保健師の活用により、被扶養者の特定健診受診率の向上を目指す

2. 事業内容

- ① 検討会を開催し、共同設置保健師が中心となり企画等を行い、説明会にて参加組合に周知
- ② 被扶養者が集まりやすくプライバシーが守られる場所を選定⇒ヘルシーランチ（モデル食）等にも対応可能なホテルに決定
- ③ 詳細健診（貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査）を含む特定健診を実施
- ④ 婦人科検診（乳がん・子宮頸がん）を同日実施し、待合所にて乳がん触診モデル機器で自己検診を習得
- ⑤ 特定保健指導（動機付け支援、積極的支援・初回面接）を同日実施し、特定保健指導対象者以外にはミニ保健指導（情報提供）を実施
- ⑥ 管理栄養士によるヘルシーランチをモデル食（教材）として、栄養・食事指導を実施
- ⑦ 健康運動指導士による冬季（新潟の冬）も考慮した室内でできる運動指導を実施
- ⑧ 被扶養者から被保険者へ家庭内で運動指導・栄養指導等ヘルスリテラシーをつないでもらう



3. 主な結果・活動報告

【対象者数】

本事業の参加を呼び掛けた対象者数は、9 健保 4 5 0 名、「参加する」と回答があった者は 3 0 0 名（6 7 %）、参加しないとの回答が 1 5 0 名（3 3 %）であった。そのうち事業当日までの欠席届が 1 5 名あり、最終的に 2 8 5 名が受診した。

- ラインを通しての被保険者から被扶養者への案内では、事前に事業実施に向けて事業主とコラボができていた健保においては、申し込みが 1 0 0 %であった。
- 申し込み人数に達しない健保は、常務理事自ら夜間に電話にて受診勧奨を実施。（専門職がいない、財政的に厳しい中小規模の健保は電話の回線が 1 本、職員も少ないため新事業は必然的に就業時間後、常務理事が担当することになる）
- 参加しないと回答した対象者は「自治体で一般健診を受診している」「パート先で健診を受診している」「まだ、日程が決まっていない」との理由であった。
- 新潟連合会の聞き取りによる特定健診受診率は、健保により対 2 9 年度増 1 0 %～4 0 %と大きな差があった。（総合健保や全国に事業所が散在している健保が多いためと考えられる）

① レディス健診受診者数・特定保健指導実施率

特定健診受診者数 2 8 5 名 特定保健指導実施率 5 3 . 6 %

- ・ 土曜日を含め、5 会場で実施
- ・ 被保険者の検診に劣らないよう特定健診に眼底、心電図、血清クレアチニンを加えた

〈受診者のアンケートから〉

- * 夫の会社を通じてこの検診の案内をいただけたので、主人に健診のことを理解してもらえたので良かった。子供 3 人まだ幼く、健診に行く暇がなく、今回受けられて良かった。
- * 眼底、心電図の検査をするのが久しぶりだったので良かった。
- * 市の健診には眼底や心電図の検査が無いが、今回はこれらが受けられ良かった。

② 乳がん検診受診率 9 3 % 子宮頸がん検診受診率 8 7 %（レディス健診として検診をセットした目的が達成できた）

〈受診者のアンケートから〉

- * なかなか行けなかった子宮がん検診、乳がん検診を受けられ良かった。
- * 普段は別々に受けなければならない健診（検診）を一緒に受けることができて良かった。
- * かなり久しぶりに検診を受けた。私のようにためらっている人に普及して欲しいと思うので、継続できるようにしてもらいたい。

③ 生活改善につなげる保健指導

参加者のアンケートからはヘルシーランチ提供というインセンティブの目的を 十分に果たした意見が寄せられた

〈受診者のアンケートから〉

- * 体操・食事等、必要な事はわかっていても疎かにしていたところを教えてもらった。
- * 健診すべての流れがスムーズで、終了するのが早かった。栄養の話を聞いた後なので、食材、調理方法、量などを考えながら味わえ、一連の流れがとても良かった。
- * 多様な健診を受けられ、相談や運動もできて良かった。また、ヘルシーランチを実際に食べてみて、カロリーや味をイメージして食卓につなげられそう。

④ 個別ミニ指導・健康相談（情報提供含む）

健診後のフォローは100%実施。（特定保健指導受診者を除く270名に保健師が実施）

⑤ 特定保健指導

特定保健指導対象者 28名（レディス健診受診者の10%）

特定保健指導終了者 15名（動機づけ支援12名、積極的支援3名）⇒53.6%

〈特定保健指導終了者のアンケート集計結果〉

- * 初回面接時に比べ、最終評価時には85.7%の行動ステージが改善した。
- * 栄養・食生活では85.7%、身体活動では50%であり、身体活動では変化なしとほぼ同数であった。
- * 面接後、61.5%の方が「食事」「間食」についての目標を設定しており、次いで運動・睡眠の順であった。
- * 健康目標の実行について、69.2%が「意識している」と回答。

〈感想・意見〉

- * 今回、保健指導を受けたことで、自分の生活習慣を見直すことができ、少しずつ改善できていると思う。今後も継続していきたい。
- * 仕事・育児・家庭、毎日ばたばたしていると、自分のことをかまっていられない。今回のことで少し自分のことを見つめなおすきっかけになった。
- * 情報が氾濫する中で、自分ではダイエットに関しては知識があると思っていたが、話を聞いて自分の知識が間違っていることに気づき、目からウロコだった。

【その他】

レディス健診受診者の75%が「一度にいろいろな健診を受けられてよかった」とアンケートで回答しており、「被扶養者が受診しやすい環境」で「興味を引く魅力ある内容」の健診を提供することができたと考ええる。

【アウトカム】

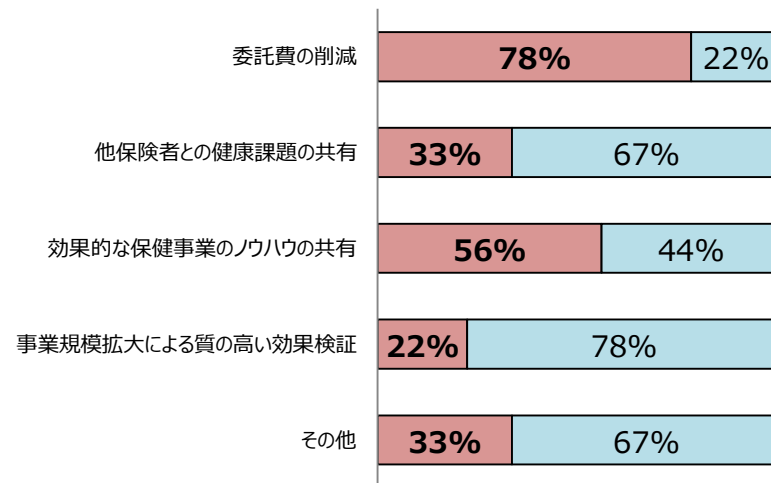
平成31年3月中に参画組合の被扶養者健診受診率を集計予定であったが、「被扶養者受診率、対29年度比30%増」については6月にならないと把握ができないため、今後実施予定。

4. 本モデル事業に参加してみた感想

- 特定健診未受診者に対し、電話で受診勧奨をしたことが新しい取り組みであった。これを契機に積極的な個人勧奨が必要との認識を深めた。(A 健保)
- 「健診→指導(食事・運動)→実践」の効果について、予想以上の結果が得られた。これからの時代、女性(被保険者・被扶養者)の健康が1つのポイントになってくると考える。(B 健保)
- 被保険者経由で被扶養者に向けて、被扶養者の特定健診受診について、個別・具体的な受診勧奨が新しい試みであった。(C 健保)
- 健保組合には保健師がいないため、共同設置保健師を活用することで、事業に関わってもらえ、非常に助かる。(D 健保)
- 被扶養者の特定健診・特定保健指導の実施率が低く苦慮しているが、事業所担当者へのアプローチも含め対象者への直接的な受診勧奨が行えた。(E 健保)
- 単に特定健診の受診勧奨を行うよりも、健診の仕方を具体化(日時場所の指定、健診やプログラム内容の明示等)することで、被扶養者に分かりやすく、また受診しやすかったのではないかと、また関連するプログラム(食事、運動の指導等)を付加した事で、各々の持つ健診のイメージ(単なる検査だろう…など)を払拭できたのではないかとと思う。(F 健保)
- 魅力的で受診しやすい健診スキームで、且つ被保険者経由(組織ライン活用)の勧奨により、過去に健診の受診歴がない被扶養者も受診行動を起こすことがわかった。今後もこうした取り組みにより被扶養者の特定健診受診率向上を図りたい。(G 健保)
- 見せ方、伝え方の工夫や、「きっかけ作り」から次につなげることの重要性がわかった。また、「女性」に視点を置いた健康経営の重要性を感じた。(H 健保)
- 毎年 of 定期的な受診促進に向け、対象者の方が効率的に受診できるような方策や市区町村への具体的な協力依頼、連携を検討していきたい。(I 健保)

共同で保健事業を実施してみて感じたメリット 参加組合対象アンケート (n=9)

■ YES ■ NO



その他回答 (主なもの)

1. 他保険者と共同で行うことのスケールメリットが得られ、自組合では実現が難しいこと(ホテルを会場にする、健診を絡めた運動や食事の指導)ができた。
2. この事業を実施することでの特定健康診査の実施促進並びに特定保健指導に該当する者の実施促進。
3. 被扶養者への意識醸成、啓発の一助となった。

5. 共同で実施する保健事業を効果的・効率的に進めていくために必要な手順と留意点

STEP 1：各健保が抱えている共同設置保健師に支援を望む優先順位の高い保健事業の選定

- 専門職がない、財政的に厳しい、協会けんぽの保険料率より高い中小規模の組合に対し共同設置保健師を活用することが有効と考えられる。
- 組合のニーズと共同設置保健師が既に把握しているニーズが一致していること、保健師の持つ保健事業のノウハウがマッチしていることが効率的な実施につながる。

STEP 2：主管健保および参加健保の選定

- コンソーシアムを組む組合は、既に共通の課題を有しており事業の効率性が上がるが、通常の業務より若干業務量が増えるため（多くの中小規模の健保は人員不足）、可能な組合から手上げてもらう方法でトライすることを全健保に周知、賛同を得ることで次の事業につなげることが有効と考えられた。
- 主管健保は「マネージメント力」と「職員体制」がコンソーシアムの運営に影響するため、この2点に留意し選定した。
- 参加健保においては業務に大きな負担がかからないよう、委託事業者、新潟連合会及び共同設置保健師が支援することで安心して事業に参加できる体制を作ることが必要。

STEP 3：委託事業者の選定

- 委託事業者の選定においては、レディス健診という事業の性質上、県内の市町村健診の受託実績があること、共同設置保健師との連携の実績があることで、スムーズな事業の運営体制が確立できる。
- 選定した委託事業者は、健診に限らず予防面にも実績があることから、一日で健診と日常生活習慣における予防に関する指導も同時に実施することができ、効果的・効率的であると考ええる。
- 今後、さらに特定健診実施率の向上とがん予防を目指す健保が、この事業をきっかけに地域に根付いた委託業者を選ぶことが適当と考える。

STEP 4：検討委員会組織

- 検討委員会は5月に事業に応募する意思表示したときからスタート。スタート時点では主管健保は特定しておらず「被扶養者の特定健診実施率の向上」を目的に、初回はフリートーキングとした。
- 検討委員は主管健保を含む5名で構成。委員会の役割として場所の選定・交渉窓口等あげられたが、検討委員が所属する組合の事情から保健事業がスムーズに運営できる知恵袋として活躍するのが有効と考えた。
- 検討委員会は7回（うち1回は書面検討委員会）開催。緊密な横のつながりができ、スムーズに事業が運営された。保険者協議会でも事例発表してもらい、健保組合を県内に知らしめることができたことは有効であった。

STEP 5：健保連新潟連合会共同設置保健師の活用

- 共同設置保健師の役割は、専門職がない財政的に厳しい中小規模の組合の保健事業を支援することである。本事業においてはコンソーシアムを立ち上げるため、協力団体として過去の経験を活かした全体の企画及び結果の取りまとめを担当した。これまでは被保険者中心の活動であったが被扶養者と係り、今まで気づかなかった以下のことを知る機会を得ることができた。
 - ①市町村の一般健診を受診している被扶養者は、特定健診を受けていると思っていること。
 - ②一般健診後の結果指導会に出席したことで、特定保健指導を受けたと思っていること。
 - ③パート先の健診は最低限の健診項目（項目が不足している場合もある）にもかかわらず、特定健診を受けていると思っていること。
 - ④がん検診は部位により検診機関、日時が違い、自ら一つ一つ申し込みをしなければならないこと。
 - ⑤アンケートの結果から、被扶養者（家庭の主婦）は日常の忙しさにかまけ、自らの健康への思いがおろそかになってしまう実情があること。以上の5点を踏まえ、共同設置保健師と健保組合とが連携し、これからの活動や事業に活かしていきたいと考える。